平成２３年　１２月　１３日

社団法人 日本経済団体連合会
会　長　米倉 弘昌 様

社団法人　日本下水道処理施設管理業協会
会長　金　俊和

一般社団法人　環境衛生施設維持管理業協会
会長　武藤　光弘

要望書

１．件名

「労働者派遣法　政令２６業務１５号（建築設備運転等）の改正について」

２．要旨

当協会各社は、発注者である自治体（都道府県・市町村等）から上下水道処理施設及びごみ処理施設・し尿処理施設・最終処分場等環境衛生施設の運転・維持管理業務を受託しており、その業務において一部派遣社員を受け入れております。施設の運転・維持管理業務は、「安全且つ安定した運転」を 24 時間・365 日続けて、「施設の性能を維持しつつ長持ちさせる」ことによって、地域の生活環境を守る重要な役割・仕事を担っています。先に発生した東日本大震災では、大きな被害が出ている施設もあり、早期の復旧・復興に向けて対応中であります。また、被害の少なかった施設でも他自治体からの処理受入要請・応援への対応等多くの緊急非常措置的な対応を迫られております。これらの対応には、以下の３に示す通り、通常とは違う判断や対応を伴う緊急非常措置的な対応も必要になってきます。これらの対応を迅速且つ的確に行い、市民生活に直結する公共性の高い施設としての上記役割を果たすためには、運転・維持管理業務に関する専門的な知識・技術や経験が不可欠であり、これまで培ってきた派遣社員の専門知識・技術や経験も活かす必要があります。先の震災からの早期の復旧・復興や今後の災害防止の観点から、早急に政令を見直し当該業務を専門 26 業務（15 号）に含めることとするよう関係機関に対し働き掛けを行って頂くよう強く要望致します。

３．理由

(1) 被災した地域で処理施設が停止した後の応急的な仮復旧や仮設設備での手動的な運転管理等、迅速且つ的確な対応・対策が必要であること

(2) 処理量の増大や他施設からの処理受入要請等、通常時とは違う判断や対応が必要であること

(3) 原発事故により一定基準以上の放射能に汚染された汚泥や焼却灰を所定処分地へ搬出できない時の緊急的な処理工程の変更や人員配置の変更が必要になること

(4) 自治体からの発注形態・契約期間に制約があること

以上

平成２３年　１２月　１３日

日本商工会議所
　会頭　岡村　正　様

社団法人　日本下水道処理施設管理業協会
会長　金　俊和

一般社団法人　環境衛生施設維持管理業協会
会長　武藤　光弘

要望書

１．件名

「労働者派遣法　政令２６業務１５号（建築設備運転等）の改正について」

２．要旨

当協会各社は、発注者である自治体（都道府県・市町村等）から上下水道処理施設及びごみ処理施設・し尿処理施設・最終処分場等環境衛生施設の運転・維持管理業務を受託しており、その業務において一部派遣社員を受け入れております。施設の運転・維持管理業務は、「安全且つ安定した運転」を 24 時間・365 日続けて、「施設の性能を維持しつつ長持ちさせる」ことによって、地域の生活環境を守る重要な役割・仕事を担っています。先に発生した東日本大震災では、大きな被害が出ている施設もあり、早期の復旧・復興に向けて対応中であります。また、被害の少なかった施設でも他自治体からの処理受入要請・応援への対応等多くの緊急非常措置的な対応を迫られております。これらの対応には、以下の３に示す通り、通常とは違う判断や対応を伴う緊急非常措置的な対応も必要になってきます。これらの対応を迅速且つ的確に行い、市民生活に直結する公共性の高い施設としての上記役割を果たすためには、運転・維持管理業務に関する専門的な知識・技術や経験が不可欠であり、これまで培ってきた派遣社員の専門知識・技術や経験も活かす必要があります。先の震災からの早期の復旧・復興や今後の災害防止の観点から、早急に政令を見直し当該業務を専門 26 業務（15 号）に含めることとするよう関係機関に対し働き掛けを行って頂くよう強く要望致します。

３．理由

(1) 被災した地域で処理施設が停止した後の応急的な仮復旧や仮設設備での手動的な運転管理等、迅速且つ的確な対応・対策が必要であること

(2) 処理量の増大や他施設からの処理受入要請等、通常時とは違う判断や対応が必要であること

(3) 原発事故により一定基準以上の放射能に汚染された汚泥や焼却灰を所定処分地へ搬出できない時の緊急的な処理工程の変更や人員配置の変更が必要になること

(4) 自治体からの発注形態・契約期間に制約があること

以上

平成２３年　１２月　１３日

全国中小企業団体中央会
　会長　鶴田欣也　様

社団法人　日本下水道処理施設管理業協会
会長　金　俊和

一般社団法人　環境衛生施設維持管理業協会
会長　武藤　光弘

要望書

１．件名

「労働者派遣法　政令２６業務１５号（建築設備運転等）の改正について」

２．要旨

当協会各社は、発注者である自治体（都道府県・市町村等）から上下水道処理施設及びごみ処理施設・し尿処理施設・最終処分場等環境衛生施設の運転・維持管理業務を受託しており、その業務において一部派遣社員を受け入れております。施設の運転・維持管理業務は、「安全且つ安定した運転」を 24 時間・365 日続けて、「施設の性能を維持しつつ長持ちさせる」ことによって、地域の生活環境を守る重要な役割・仕事を担っています。先に発生した東日本大震災では、大きな被害が出ている施設もあり、早期の復旧・復興に向けて対応中であります。また、被害の少なかった施設でも他自治体からの処理受入要請・応援への対応等多くの緊急非常措置的な対応を迫られております。これらの対応には、以下の３に示す通り、通常とは違う判断や対応を伴う緊急非常措置的な対応も必要になってきます。これらの対応を迅速且つ的確に行い、市民生活に直結する公共性の高い施設としての上記役割を果たすためには、運転・維持管理業務に関する専門的な知識・技術や経験が不可欠であり、これまで培ってきた派遣社員の専門知識・技術や経験も活かす必要があります。先の震災からの早期の復旧・復興や今後の災害防止の観点から、早急に政令を見直し当該業務を専門 26 業務（15 号）に含めることとするよう関係機関に対し働き掛けを行って頂くよう強く要望致します。

３．理由

(1) 被災した地域で処理施設が停止した後の応急的な仮復旧や仮設設備での手動的な運転管理等、迅速且つ的確な対応・対策が必要であること

(2) 処理量の増大や他施設からの処理受入要請等、通常時とは違う判断や対応が必要であること

(3) 原発事故により一定基準以上の放射能に汚染された汚泥や焼却灰を所定処分地へ搬出できない時の緊急的な処理工程の変更や人員配置の変更が必要になること

(4) 自治体からの発注形態・契約期間に制約があること

以上